

の場合を問わず海上運送契約は法律上その性質が請負契約に属するものとされ、諾成契約の一種であるから契約の成立には契約書の作成を必要としない。ただし商法（第737条）は用船契約による運送の場合、運送契約当事者の一方の請求があるときは運送契約書を交付することを要する旨規定し、実際上も契約のつど契約書を作成するのが通例である。個品運送契約ではあらかじめ海上運送人が、運送約款を印刷してある船荷証券を一方的に使用し、当事者間において運送のつど運送の条件を協議して契約書を作成するという事はない。この点については個品運送契約は、運送依頼人の意思をある程度無視した一方的ないわゆる付合契約であるといえることができる。

なお海上運送契約の一態様として通し運送契約、すなわち2つ以上の運送機関により運送される契約が行われることは陸上運送契約と同一である。海上運送契約の体系を示すとつぎのとおりである。



参考文献 橋 治・大野耕三著 海運の実務。(今留光国)

かいじょううんそうじぎょう 海上運送事業 海上において船舶により人または物の運送を行う事業およびこの海上運送に含まれる諸事業をいい、海上運送法(昭和24・6法律第187号)は、つぎのものを総括呼称している。

1 船舶運航事業 海上(河川湖沼におよぶ場合も含まれる)において船舶により人または物を運送する事業であるが、港湾運送事業法に規定される港湾運送事業は除かれる。船舶運航事業はさらに定期航路事業と不定期航路事業とに分けられる。

(1) 定期航路事業 一定の航路に旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶をいう)を就航させ、一定の日程表と賃率表とにしたがって運送する旨を公示して行う運航事業として、旅客船を就航させる事業に限定している。したがってその他の船舶を就航させる場合は、たとえ定期的航海を行っても、海上運送法にいう定期航路事業ではない。この点通常いわれる定期航路が貨物船による定期的航海を含めているのと趣を異にする。

(2) 不定期航路事業 定期航路事業以外の船舶運航事業。

2 船舶貸渡業 船舶の貸渡(期間用船を含む)または運航を委託する事業をいう。船舶貸渡は通常裸用船といわれるもので海商法の規定によるものであるが、海上運送法では海商法に規定がなく取引の実際から発生し、広く行われている期間用船、すなわち定期用船といわれるものも含まれている。運航の委託とは船舶の貸渡と船舶の運航の中間に位するもので、船舶の貸渡と相違する点は計算が委託者にあり、受託者は単に運航委託手数料を委託者から取得する点にあるが、運航が受託者の名の下に、受託者の責任で行われる点が貸渡と同様である。

3 海上運送取扱業 自己の名をもって海上における船舶による物品の運送の取次をする事業。この事業は通常機帆船による海上運送の部門に多数に存在する営業で、回漕業と呼ばれている。荷主から船積貨物を引受け船主とその貨物の運送契約を締結する。この場合荷主に対しては運送者となり船主に対しては荷主となる。

4 海運仲立業 物品海上運送または船舶の貸渡・売買もしくは運航の委託の媒介をする事業。商法第3編商行為第5章の仲立営業であり、同法第543条にいう「他人間の商行為の媒介

を為す」ことを業とする。ただ海運仲立業では「他人間の商行為」とは物品海上運送、船舶の貸渡・売買もしくは運航の委託に限定されている。

5 海運代理店業 船舶運航事業または船舶貸渡業を営む者のために、通常その事業に属する取引の代理をする事業。海運代理店業は商法第1編第7章の代理商のことで、同法第46条にいう「平常その営業の部類に属する取引の代理」をする事業で、ただ海運代理店業においては、同条の一定の商人とは船舶運航事業者または船舶貸渡業者に限定される。

6 検数業、鑑定業および検量業

(1) 検数業 船積貨物の積込または陸揚を行うに際し、その貨物の個数の計算または受渡の証明をする事業。

(2) 鑑定業 船積貨物の積付に関する証明、調査および鑑定を行う事業。

(3) 検量業 船積貨物の積込または陸揚を行うに際し、その貨物の容積または重量の計算または証明をする事業。

これらと同一の行為は海上運送にかぎらず陸上運送においても存在するが、海上運送においてはその性質上とくに重要なものとされている。検数、鑑定、検量業は船舶運航事業者または荷主の依頼により検数、鑑定、検量をする営業である。したがってこれを営業としない場合は含まれない。これらの営業の主体は検数人(tally man)、鑑定人(surveyor)、検量人(measuring)である場合もあれば、法人組織で行われる場合もある。

上述の海上運送事業のほか、海上運送に接続して港湾において行われるランディング・エージェント(陸揚荷さばき業)、シッピング・エージェント(荷受船積業)、ステバドアー(船内荷扱請負業)は海上運送事業ではなく、港湾運送事業として港湾運送事業法が適用される。→海上運送法。(今留光国)

かいじょううんそうほう 海上運送法 [海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的]として制定された法律(法第1条)。従来海上運送ならびに海上運送事業については、それがわが国の産業経済上、または国民の生活上重要な地位を占めているにもかかわらず、統一された基本法規がなく、断片的臨時法規の運用ないし実際上の行政指導に依存してきた。しかしすべての行政は法律の根拠の上に行われなければならないとする趣旨から、海上運送ならびに海上運送事業を規律する統一的基本法制定の必要が認められ、その必要に応ずるものがこの海上運送法(昭和24・6法律第187号)である。

この法律の特色はいままで一般事業法規にくらべて、官庁の行政権限の行使を非常に制約していることが挙げられる。すなわち定期航路事業はそのもっている社会公共性の面を重視して、事業の免許制その他特別の監督規定を設けているが、これ以外の事業についてはほとんど届出制度にしている。それは海運事業の自由企業性を尊重して企業の自主的活動を期待し、官庁の干渉を可及的に避けようとしたからである。

海上運送法の規定事項の概要

1 目的および定義 上記の海上運送の目的を明らかにし、海上運送事業を船舶運航事業、船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検数業、鑑定業および検量業としそれぞれについて定義している。

2 船舶運航事業に関する規定 (1) 定期航路事業の特別規制 (2) 不定期航路事業の規制 (3) 定期・不定期の区別なく船舶運航事業として共通に適用される規制。

3 船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検数業、鑑定業および検量業に関する規定。